

高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会 第6回要旨録

会議名	高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会	
日時	平成26年11月25日(火) 午後3時00分～午後5時00分	
場所	八王子市役所 職員会館2階 第2・第3会議室	
出席者氏名	委員	鏡諭、島津淳、久永美幸、吉本由紀、割田みえ子、数井学、山内英史、文入重鶴、村上正人、櫻田朋子、岩倉真弓、伊藤光江、田中泰慶、今澤隆一郎、荒木弘子
	市側	<p>豊田福祉部長、田口医療保険部長</p> <p>【高齢者いきいき課】 石黒課長、元木課長補佐、吉本主査、壽崎主査、米山主任、今川主事、中濱主事</p> <p>【介護保険課】 伊比課長、小澤主査、釣井主査、中山主査</p> <p>【高齢者福祉課】 溝部課長、小林主査</p> <p>【福祉政策課】 辻井課長</p> <p>【地域医療政策課】 高橋課長</p>
欠席者	多々井克昌、野津山貴	
次第	<p>【議題】</p> <p>(1) 計画の見直し、マネジメントサイクルについて</p> <p>(2) パブリックコメント用「素案」の作成について</p> <p>① 介護保険料の考え方などについて</p> <p>② 介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実について</p> <p>③ 各委員からのご指摘と変更点について</p> <p>(3) その他</p> <p>・今後の予定について</p>	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	5人	
配布資料	<p>【事前送付】</p> <p>(1) 『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』 (パブリックコメント前 最終確認用)</p> <p>(2) 『八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画』(概要版)</p> <p>【当日配布】</p> <p>(1) 資料6-1 第8章 計画の推進体制について</p> <p>(2) 資料6-2 第6期の保険料について</p> <p>(3) 資料6-3 八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画【素案概要】</p> <p>※ 資料6-1～6-3は、政策形成過程資料であるため、委員のみ配布とし、非公開</p>	

【議事内容】

- 事務局より欠席及び傍聴者の報告
- 座長による開会の宣言
- 事務局より資料の確認

(1) 計画の見直し、マネジメントサイクルについて

- 事務局より資料説明

(2) パブリックコメント用「素案」の作成について

座長 : 「①介護保険料の考え方などについて」「②介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実について」「③各委員からのご指摘と変更点について」は、素案の説明の中に随時織り込んでいく形で合わせて進行する。

- 事務局よりパブリックコメント用「素案」第1章から第3章 4までの説明

委員 : 前計画（第5期）の策定委員会では、介護老人福祉施設 300 床、介護老人保健施設 100 床を整備するため、保険料が上がるという説明を受けた。第3章「1 前計画における施策の実施状況」において、介護保険施設の詳しい記載がないが、第5期の施設整備の実施状況についてどの様に評価しているのか。現状について市民に説明する必要がある。

事務局 : 施設整備については第4章「3-3 介護保険施設の適正な配置と運営のしくみづくり」に文章で記載している。前計画（第5期）で定めた整備目標については、介護老人福祉施設 300 床のうち 254 床が、介護老人保健施設 100 床のうち 100 床が決定済みとなっている。事業者の決定はしているが、建設費の高騰等の影響により入札が進まないため、介護老人福祉施設では 117 床、介護老人保健施設では 100 床が未着手となっている。これについては第6期計画期間中に完成の見込となっている。第3章「1 前計画における施策の実施状況」において、施設整備の評価が表現できるよう検討する。

座長 : 第5期の介護保険施設の整備目標から 200 床以上が未着手となっている。これにより介護保険料が 160 円程度変わると推測される。結果として第5期では、保険料を多くとっていたということにもなる。第5期計画期間中に整備できなかった理由について、前計画の評価として書き込むべきだ。また、それが第6期計画の施設整備の方針にも繋がってくる。

委員 : 前計画の事業評価において、D評価（事業の見直しが必要なもの）のものがあるが、評価のまとめを読んでも分かり辛い。事業の見直しに

ついて分かりやすく記載してほしい。

事務局：複数の所管課が評価した取組みはそれぞれカウントしているため、事業評価結果の表と評価のまとめで記載している事業の数が一致していない。これについては分かりやすく記載する。内容については、どのような方向性で見直しを図っていくのかという点から整理したい。

委員：第1章「(2) 介護保険制度改正を踏まえた計画策定」に「平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に委譲」とあるが、平成27年度から居宅介護支援事業者の指定権限が委譲されるのではなかったのか。

事務局：第1章「(2) 介護保険制度改正を踏まえた計画策定」では、介護保険制度改正の内容の説明を記載している。八王子市では来年度の中核市への移行に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限を中核市として持つことになる。ここでは国の制度についての説明を記載しているため、八王子市には当てはまらない。

座長：国の制度について記載している部分と、八王子市について記載している部分について、分かりやすく整理してほしい。

委員：「本市が誇る『市民力・地域力』」「本市の特長である『市民力・地域力』」という文言が出てくるが、「市民力・地域力」は他市でもあるのではないか。どのような点が八王子市の特長なのか。

事務局：八王子市の「市民力・地域力」について、具体例や他市との比較といったものを示すことは難しい。地域包括ケアシステムをつくっていくなかで、「市民力・地域力」に注目してさらに進めていく、大事にしたという思いを込めている。

座長：「誇る」「特長である」といった言葉を改めて書く必要があるのか。市民はその様な自覚をもって進めているため、「誇る」「特長である」といった文言は取ってもよいのではないか。

●事務局よりパブリックコメント用「素案」第3章 5の説明

委員：「(3) 認知症施策の推進 ②予防、早期発見・早期対応」について、概要版には歯科についての記載があるが、素案本文では記載されていないのは何故なのか。

事務局：印刷の関係上、素案本文と概要版との間にタイムラグができてしまっている。概要版の方がより最新の原稿を反映したものになっている。また、現在本文中の用語の修正等全体校正を進めている。

副座長：地域包括ケアシステムの中で、生活支援コーディネーターの担い手と協議体についてどの様に位置づけているのか。介護予防・日常生活支

援総合事業は地域包括ケアシステムの中で動いていくことになるが、「八王子版地域包括ケアシステム図」にあるように、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムのなかに、生活支援コーディネーターと協議体がどの様に位置づけられるのか見えてこない。

事務局：基本的に国の示したロードマップに即して進めていく。平成26年度に庁内に組織として協議体を設置し、平成27年度に生活支援コーディネーターを1名、高齢者福祉課に配置する。合わせて、平成27年度中に協議体の活動を開始していく。平成29年度までに第2層のコーディネーターの配置を検討する。

生活支援コーディネーターと協議体の役割は、「八王子版地域包括ケアシステム図」の中では生活支援の部分が中心となる。最終的には地域づくりまで範囲は及んでいくことになる想定されるが、介護予防・日常生活支援総合事業の受け皿が緊喫の課題になっているため、その点を中心とした課題整理になっていく。

副座長：生活支援コーディネーターを市に配置して協議体をつくっていくということで、基幹型地域包括支援センターとの関係はどうなっているのか。生活支援コーディネーターと協議体は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を担うため重要であり、しっかりと位置づけを行わなければ後々不都合が生じるのではないか。

事務局：基幹型地域包括支援センターも生活支援コーディネーターと同じく高齢者福祉課内に置くことになるが、組織としては別物になる。生活支援コーディネーターは、地域の資源開発から始まり、多様な主体による多様な取組みのコーディネート機能を担うことになる。現段階では、各地域包括支援センターに配置するという事は想定しておらず、地域包括支援センターとは切り離して考えている。協議体については各関係団体の代表者で組織し、市内に1つ設置することを想定している。

座長：生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとは切り離して考えているという話だったが、厚生労働省のガイドライン案等からは、基本的には生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターごとに設置しないと機能を果たさないように読める。八王子市において、どのような生活支援の形を考えているのかということが分からないと、読む側は混乱する。「(1)「八王子版」地域包括ケアシステムの基礎づくり」では「②生活支援コーディネーターの設置」となっており、「(5)介護予防・日常生活支援事業」では「①生活支援コーディネーターの配置」となっているが、設置と配置ではどう違うのか。文章の内容も違うため、それぞれの所管課で考え方に相違があるのかと思うが、整

理が必要だ。

「(1)「八王子版」地域包括ケアシステムの基礎づくり」では、「①地域ケア会議の展開と推進」「②生活支援コーディネーターの設置」が並んでおり、「地域の支援ネットワークづくりを進めるため、医療関係者、介護事業者、民生委員などによる」地域ケア会議があり、これとはまた別に、「多様な事業の担い手と構成する協議体を通じ、資源開発や連携ネットワークづくり」を目的とした生活支援コーディネーターと協議体があるという構造になっている。それぞれの機能が計画書の文面だけでは読みきれない。同じような機能をそれぞれ配置するのではなく、重複する部分は重ねていく方がよい。地域包括支援センターの職員が生活支援コーディネーターになるという方法もある。一番効率のよい方法を考え、それを計画書の文章として整理する必要がある。

事務局：市町村レベルの地域ケア会議も必要とされているが、地域ケア会議は日常生活圏域ごとの個別地域のケア会議を想定している。認知症に関するものも含めて現在様々な協議体があり、整理をしていく必要がある。

生活支援コーディネーターは、当初は第1層として市（高齢者福祉課）に1名置くことになる。協議体を立ち上げ、その後何年かの間で第2層として日常生活圏域に置くような形を想定している。協議体をつくっていく中で、社会福祉協議会が担うのか、地域包括支援センターが担うのか等、八王子市でどの様に配置するのが一番よいのかも含めて検討していく。

座長：生活支援コーディネーターはまず高齢者福祉課に置きその後順次拡大していく等、そういった方針を計画書に書き込んでほしい。基幹型地域包括支援センターについても、説明を計画書に文章として落としていくことが必要だ。

委員：基幹型地域包括支援センターを市の担当課に設置し、専門3職種を配置するという説明だったが、そういったスタンスをきちんと計画書に織り込まないと、各地域包括支援センターでは混乱するのではないか。

事務局：なるべく具体的に記載できるようにするが、予算折衝の最中でありどこまで書けるか精査したい。

●事務局よりパブリックコメント用「素案」第4章の説明

副座長：八王子市ではサービス付き高齢者向け住宅は、施策としては取り上げないのか。

事務局：計画書では「中核市移行に伴う、サービス付き高齢者向け住宅事業の

登録事務の市への委譲により、福祉部局と住宅部局との連携がより求められています。」という書き方をしている。サービス付き高齢者向け住宅は住宅としての位置づけであるため、高齢者計画の中で推進を盛り込むという考えはない。サービス付き高齢者向け住宅の多くは、介護施設との併設であるため、その点では他の居宅サービスへの検討の内容と同様の内容で盛り込んでいる。

委員：計画書の中に初めて見る言葉が幾つかあった。様々な支援の役割の方がおり、介護サービス訪問ふれあい員、生活協力員（ワーデン）、生活援助員（LSA）等の固有名詞がでてくるが、このような名称は介護の分野では一般的なものなのか。巻末の用語解説にも載っていない。

事務局：介護サービス訪問ふれあい員は平成13年度から、生活協力員（ワーデン）、生活援助員（LSA）は平成6年度から行っている事業となっている。介護サービス訪問ふれあい員は八王子市独自の名称であり、全国的には介護相談員と呼ばれている。注釈についてはパブリックコメントの段階で、できるだけ付けるようにする。巻末の用語解説についても鋭意整理中となっている。

副座長：用語解説については、できれば側注で示してもらえると分かりやすい。

事務局：完成版には脚注という形で入るようにする。作業としては最後の段階で入れることになる。

座長：「89 生活支援コーディネーターの配置」では、6期計画中の目標として「全ての日常生活圏域に1名以上配置」と記載されているが、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを置くことは想定していないとの説明だった。全ての日常生活圏域に1名置くのであれば、地域包括支援センターに置くのが一番連携しやすいと思うが、この部分との関係はどうなっているのか。

事務局：特に地域包括支援センターに置くということを想定しているわけではなく、どの様に配置するかはこれからの議論になる。方向性としては、日常生活圏域ごとのニーズの違いや解決すべき課題があるということから考えると、日常生活圏域ごとに1名置くことが望ましいという考えになっている。

座長：生活支援コーディネーターは、単体として置かれてもコーディネーターとして機能しないのではないかと。地域包括支援センターの仕事と、生活支援コーディネーターの役割ができるだけ近くで連携とれるような形になる方がよい。初めから分けるのではなくて、場合によっては一体でやるということも考慮の上で、効果的な方法をとることが望ましい。

副座長：厚生労働省のシステム図では、介護予防・日常生活総合事業のマネジメント業務は地域包括支援センターが想定されていたと記憶している。単体で置くよりは地域包括支援センターに置くという方向性を持った方がよいのではないか。

事務局：今の段階ではそこまで議論が進んでいないため、意見を踏まえて今後検討していく。

●事務局よりパブリックコメント用「素案」第5章、第6章の説明

委員：第6期の保険料 5,400 円という試算は、介護給付費準備基金の積立額を取り崩した結果の数字なのか。また、消費税を 10%として試算しているとの話だったが、それが保険料の 5,400 円にどういった影響があるのか。この金額を今の段階で表に出すと誤解を招くことになる。

事務局：保険料 5,400 円は取り崩す前の金額となっており、100 円未満は四捨五入した数字となっているが、介護給付費準備基金の積立額を取り崩しにより 12～13 円程度安くなる計算になる。この保険料の概算金額は、本策定委員会の議論ための参考資料となっている。パブリックコメントでは所得段階と保険料率のみ示し、保険料の概算は示さず、保険料の所得段階別設定について意見をもらうことになる。

座長：第5期の保険料金額 4,898 円は、第4期に比べて 700 円以上上昇している。施設の建設や、給付費や対象者の増加といった要素を盛り込んで算出したものだと思うが、結果として約 6 億円の余剰が出たことになる。施設が第5期計画期間中にできなかったことも要因の一つだと思うが、それも含めて本来約束していた給付が提供されなかったということになる。初めからお金が余る（平成 29 年度末に 3 億 9 千万円残す）という構造はあまり美しくない。本来、保険料は計画期間末には 0 にならなければおかしい。介護保険料は給付費に充当するためであり、初めから余る前提で保険料を設定するという考えはいかがなものか。

事務局：八王子市でも給付費がかなりの率で伸びてきており、第5期はたまたま給付費が想定を下回り基金を少し積み立てることができた、という状況になっている。約 4 億円という数字を見ると相当な金額の基金という印象を持つかもしれないが、保険給付費全体が 300 億を超える状態であるため、約半月分に対応できるような金額となっている。もしも何かあった場合は、東京都介護保険財政安定化基金を借り入れることも制度上可能だが、それを行うと次期（第7期）に付けを残すことになる。そうならないようなギリギリ安心できるような水準という

ここで、一定程度の金額を積み立てていくということが、従来からの八王子市の方針となっている。

副座長：3.9 億円基金を積み立てるということだが、八王子市や他市において積立金を大幅に切り崩さなければならなくなった事例はあるのか。

事務局：市によって基金に対する考え方は様々になっている。どの市でもある程度、万一のための積立という側面を持って運用しているのは事実だと思う。財政規模が八王子市より小さい市でも、10 億近く基金をプールしながら運用しているような例もある。そう考えると八王子市の4 億円という数字は、ある程度精査した基金の水準としてとらえてよいのではないか。総じて八王子市より多めに積んでいるという印象がある。

委員：高齢者計画・介護保険事業計画では、「市民力・地域力」によって、市民の老後の生活が豊かに満足感を持てるようになる施策を考えていくと同時に、市民に負担をかけないようにすることが、計画の本来あるべき姿であり、行政の底力だと思っている。要介護認定者数の上昇率の予測より、介護保険給付費の上昇率の予測の方が高いような印象を受ける。受給者 1 人当たり費用額が年々上昇しているのではないか。受給者 1 人当たり費用額が上がりすぎないように計画を考えてほしい。

委員：詳しい統計資料が手元にないため正確な回答はできないが、重度化は年々進んでいると考えている。受給者 1 人当たり費用額も増加傾向にあると認識している。全国的に重度化が進んでいるため、八王子市も同様な状況にあると思っている。

座長：2000 年当初の北海道の事例では、低所得者は限度額まで使っていない人が多かった。八王子市では、比較的中間所得層が多いということもあり、限度額いっぱいまで使っている方が多いという理解でよいのか。

事務局：八王子市では、自立をするために必要なサービスを必要なだけ入れていく、という観点からケアプランを作成している。自立を支援するために、必要な介護給付費が限度額いっぱいまでかかるならそれはしかたがない。そういった流れで進んでいる。他市と比べても自立支援を意識したケアプランで、八王子市は対応していると思っている。

委員：八王子市の持ち家率が高いということは、それだけ同居率が高いということだったり、近隣に手があるということだったりするため、要介護度が重くても多くのサービスを使わない方もいる。反対に、ひとり暮らしをしている要介護度の重い方の中は、限度額を超えて自己負担分も含めて利用している方も居る。全体として多いか少ないかについては分からない。介護保険サービスを多く使う人もいれば、全く使わ

ない人ともいる。平均的ではなくなっている。

副座長：保険料が上がり市民の負担が上がることで、なんとかしたいというのが委員の皆さんの気持ちだと思う。先ほど、他市では八王子市よりも多く基金を積み立てているという説明があったが、八王子市や他市において基金を取り崩さなければいけないという事例があったのか。また、介護予防・日常生活支援総合事業が始まり要支援の方が移行するが、その点も勘案した上で保険料を設定しているのか。

委員：八王子市では独自サービス（上乘せ給付や横だしサービス）は制度開始当初から行っていないと聞いている。それが前提にあって、今の保険料の金額におさまっているという理解でよいのか。

事務局：確認している範囲では、今まで八王子市では想定した金額より足りなくなってしまう基金を取り崩したという例はない。また、今ざっと試算したところ、第4期に比べて第5期の1人当たりの給付費は増加傾向にあるため、重度化が進んでいると推測される。

委員：現在、要介護認定を受けている人が、全員限度額まで介護保険サービスを利用した場合の費用は、総額でどれくらいになるのか。

事務局：試算したことがないため、どのくらいになるか分からないが、必要なサービスのみ利用している方もいるため、かなりの金額になることが予想される。

委員：可能性としては、要介護認定者全員が全て限度額まで使うということもありえる。そういった事態を想定して保険料金額を試算しているのか。どういった根拠で来年度再来年度の保険料を算出しているのか分からない。八王子市が誇る特長である「市民力・地域力」というのであれば、保険料を上げないような一捻りあるような計画をつくることのできれば、それこそ誇れるということになる。

座長：一般的な傾向として、在宅の方は介護保険サービスの利用額は限度額の約6割から7割、施設の方は約10割、といった計算が成り立つと思う。在宅の方が多ければ、介護給付費準備基金は2割ぐらい余るといのが一般的な形かもしれない。介護給付費準備基金は支払い準備のための基金であるため、3年の計画期間で0になることが一番美しい、ということをお前提に考えてほしい。現時点では、消費税や保険料軽減が幾らになるか等、不確定な要素があるため具体的な数字を出すことは難しかったが、今回示された所得段階や保険料率等の案については、本策定委員会では了承したとして進める。最終的には、本策定委員会の議論を参考にして市民に信頼されるような保険料を設定してほしい。

委員：計画書では「公平・公正な要介護認定」と書いてあるが、施設入所者

の要介護認定調査は施設の職員が行っている場合がある。公平・公正に第三者が行えば、要介護度が下がると予想される。市民のために介護保険料を下げる手段を探すのであれば、公平・公正な仕組みを実行できるよう検討してほしい。

●事務局よりパブリックコメント用「素案」第7章、第8章の説明

副座長：厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）の総合事業の概要では「地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施」と記載されている。システムをつくっていく上で、生活支援コーディネーター等を日常生活圏域に置く場合は、地域包括支援センターに置くのが最も合理的ではないか。

委員：計画書では「88 生活支援コーディネーター研究会及び協議体の設置」「89 生活支援コーディネーターの配置」では、関連団体が社会福祉協議会となっているが、社会福祉協議会については、ういずサービスと権利擁護事業の金銭管理サービスぐらいしか印象にない。社会福祉協議会が関連団体となっているのはどういった理由からなのか。

事務局：社会福祉協議会の使命として、地域の福祉資源の掘り起こしや地域コミュニティの助成というものがある。高齢者に限らず子どもや障害者も含めて、タイアップができるかどうかということも勘案して、関連団体として記載して進めていきたいと考えている。

座長：おそらく、生活支援コーディネーターの構想段階で、国が想定していたのは社会福祉協議会だと思う。実態として社会福祉協議会の機能が地域によって異なっているため、現実の姿に合わせると今のような質問が出てくるのだと思う。社会福祉協議会が担い手になるのならば、支援や具体的な施策を行っていかなければ機能するものにはならないのではないか。

委員：本計画に保健所がどう関わっているのか、どういった役目を担うのかということも不透明だ。保健師の数が50～60人程いるという話だが、保健所は医療の専門集団であり、医療・介護連携の中で積極的に活用すべきだ。

座長：社会福祉協議会や保健師等の、今ある資源の横の連携を取るということも視野に入れて、今後の対応について検討してほしい。パブリックコメント用「素案」については、できる範囲で修正するということを前提として、承認されたということで進めたい。

### (3) その他

- 事務局より資料説明

- ・今後の予定について

- 次回会議 2月17日(火) 午後3時00分～午後5時00分  
職員会館2階 第2・第3会議室